

令和3年11月4日

弘前大学COI参画機関 御中
弘前大学COI拠点研究共同研究者 各位

弘前大学COIデータ管理委員会
委員長 中路重之

データ解析に関する運用規則の一部改正等について（通知）

下記の規則等について、別添のとおり一部改正等しましたので、お知らせします。

記

（一部改正）

- ・データ解析に関する運用規則
- ・データ解析申請書（様式1）
- ・データ解析申請にあたっての事前承諾依頼（様式7）
- ・リモート解析利用申請書（様式9）

（制定）

- ・弘前大学COIにおけるSHIROKANE利用について

担当：弘前大学大学院医学研究科
専門員 福士 智久
TEL:0172-39-5536
E-mail:coi@hirosaki-u.ac.jp

(一部改正)

○データ解析に関する運用規則の一部改正

- ・5.2 いきいき健診データを利用した成果報告の謝辞記載番号を追加事項
2016～2020年のいきいき健診データを使用する場合：JP16dk0207025
2021年以降のいきいき健診データを使用する場合：JP21dk0207053
- ・データ解析申請書（様式1）に区分「新規・変更」を追加
- ・データ解析申請にあたっての事前承諾依頼（様式7）に、データ解析申請書（様式1）の変更申請で、他機関による事前承諾済みの独自データの使用期間も併せて延長し、再承諾の手続き（様式7・8）を必要としない旨の文言を追加
- ・リモート解析利用申請書（様式9）について
 - （1）管理上必須としない情報を削除
 - ①職名
 - ②アクセス先端末（学内設置）のメーカー型番
 - （2）アクセス先端末（学内設置）に入るべき「使用アプリケーション」に関する情報を適正な場所へ移行
 - （3）備考欄を追加

(制定)

○弘前大学 COI における SHIROKANE 利用について

< 制定理由 >

弘前大学 COI データ管理委員会が取扱いを管理する岩木プロジェクト健診データ等の解析に東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センターのスーパーコンピュータ SHIROKANE を、ビッグデータ解析チーム以外の者が利用してデータの解析を行うことについて、必要な事項を定める。